

鹿角市告示第 4 3 号

地方自治法第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約業務について、鹿角市財務規則第 1 1 4 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

○随意契約する内容（契約公表）

（1）契約に係る役務の名称、数量等	役務名称：ペットボトルキャップリサイクル事業洗浄分別業務 委託期間：平成 3 0 年 4 月 1 日から 平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで
（2）契約の相手方の氏名又は名称	特定非営利活動法人 鹿角親交会 代表 関より子
（3）契約を締結した日	平成 30 年 3 月 28 日
（4）契約金額	ペットボトルキャップ洗浄・分別 100 円／kg ペットボトルキャップ運搬 15,000 円／回
（5）契約の相手とした理由	国等による障害者施設からの物品等の調達の推進に関する法律第 4 条第 1 項による。

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

鹿角市長 児 玉 一